



平成 21 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 代永 拓史  
(コード番号 3803 大証ヘラクレス)  
問合せ先  
経営管理室 ジェネラルマネージャー  
百瀬 哲  
(TEL03-5733-5631)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 13 日開催の取締役会において会社法および会社法施行規則に基づき内部統制の適正を確保する体制ために「内部統制規程」を決議しましたが、平成 21 年 7 月 31 日に実施した子会社化に対応するため、平成 21 年 9 月 15 日開催の取締役会にて一部改定の決議をいたしましたので、お知らせいたします。(下線部分が変更箇所です。)

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令・定款をはじめ社内規程・社会規範を尊重する行動ができるよう、「企業行動基準」を定めるものといたします。
- ② コンプライアンス統括責任者を任命した「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを社内に定着させていくための仕組みに関する事項、啓発教育およびコンプライアンス上の問題等を審議し、その結果を取締役に適時報告いたします。
- ③ 当社の事業活動又は取締役および従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに社内に設置する窓口に通報・相談するシステムとして「ホットライン」を整備いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・安全かつ検索および閲覧可能な状態で保存、管理いたします。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 企業活動の持続的発展を脅かすリスクに対処するため、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」を定め同規程に基づき、全社的なリスク管理体制を構築するとともに、その活動内容を取締役に適時報告いたします。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する危機管理体制を整えるものとします。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 将来の事業環境を見据えた経営方針のもと中期経営計画および年度計画を策定し、全社的な目標を掲げ、その達成と重点事項の推進に向けて職務を執行いたします。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として「取締役会」を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催いたします。
- ③ 取締役、監査役および各部門長で構成する「経営会議」を毎月 1 回開催し、経営状況の把握を容易にし、経営状態の把握、各部門間での状況の共有を図ります。また、経営に関する重要事項において討議し、その審議を経て「取締役会」で執行決定を行います。
- ④ 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、「組織規定」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定め実行いたします。

**5. 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は経営管理室関連事業グループを置き社内規則に従い子会社の指導を担当させます。
- ② 当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
- ③ 監査役は、必要に応じ、子会社に対し、業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視いたします。
- ④ 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とします。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役から独立性に関する事項**

当社は現在のところ監査役の職務を補助すべき専任部門・スタッフは置いておりませんが、監査役から求められた場合には監査役と協議のうえで決定いたします。

なお、監査役の職務を補助すべき専任部門・スタッフを置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮・命令下で職務を遂行する体制を確保するとともに、人事評価、異動、懲戒処分は、監査役の同意を得なければならないものいたします。

**7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役および使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について、「取締役会」「経営会議」にて定期的に報告いたします。
- ② 取締役および使用人は、職務の執行に関する法律違反、定款違反および不正行為の事実を知った場合は、遅滞なく報告いたします。
- ③ 前項に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものいたします。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

- ① 監査役による「監査役会」を毎月1回以上開催し、監査計画に基づく監査の実施状況や監査機関での経営情報の共有化等監査の充実を図ります。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり、監査役独自に収集した業務執行の状況を踏まえつつ、内部監査室、公認会計士とも情報交換に努め、相互に連携し、監査の実効性を確保する。また、必要に応じ自らの判断で、弁護士、その他外部アドバイザーを活用するものいたします。

**9. 反社会勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備状況**

- ① 当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応いたします。社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断いたします。
- ② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努めます。社内における対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関および外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備するようにいたします。

以上